平成２７年（再イ）第１４号

相模原市中央区上溝1648番地４

再生債務者　丸田　　道

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月25日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再イ）第５号

新潟県小千谷市土川２丁目５番22号

再生債務者　小野　慶洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月26日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２７年（再イ）第１８号

兵庫県加古郡稲美町国岡５丁目80番地

再生債務者　中西　　哲

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第１０号

山口県下関市新地町４番22号

再生債務者　下関芸能こと　冷川ちづる

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月26日

山口地方裁判所下関支部再生係

平成２７年（再イ）第９号

和歌山県岩出市清水124番地の２

再生債務者　尾上　　勝（旧姓林）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月26日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２７年（再イ）第６号

奈良県宇陀市榛原萩原169番地の３

再生債務者　ミッションＦこと　藤本　和之

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成27年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項３号に定める事由がある。

平成27年８月24日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号

静岡市清水区蜂ヶ谷145番地の３

再生債務者　池田　洋己

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成27年９月25日から平成27年10月７日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第３号

富山市吉岡354番地

再生債務者　宝田　伸也

1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年９月24日まで

4　一般異議申述期間　平成27年９月30日から平成27年10月７日まで

富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第４号

熊本市南区日吉１丁目８番20―303号

再生債務者　右山　智明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月９日まで

平成27年８月26日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再ロ）第２４号

大阪府東大阪市山手町３番18号

再生債務者　川口　惠子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月24日まで

平成27年８月25日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第３号

徳島県徳島市南佐古七番町８番32号　（旧住所）徳島県徳島市八万町中津山１番地の２

再生債務者　浦　　幸弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月24日まで

平成27年８月24日　　徳島地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成27年９月３日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

⑴　古山　剛索、埼玉県、埼玉県教育委員会

ア　中学校教諭一級普通免許状（美術）

イ　高等学校教諭二級普通免許状（美術）

⑵　古山　剛索、埼玉県、茨城県教育委員会

ア　中学校教諭専修免許状（美術）

イ　高等学校教諭専修免許状（美術）

⑶　菊地　滋幸、岩手県、栃木県教育委員会

ア　小学校教諭一種免許状

イ　中学校教諭一種免許状（数学）

ウ　高等学校教諭一種免許状（数学）

エ　小学校教諭専修免許状

オ　中学校教諭専修免許状（数学）

カ　高等学校教諭専修免許状（数学）

2　失効年月日　平成27年７月23日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当組合の臨時総会の議決は平成二十七年八月二十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年九月三日

北海道上川郡東神楽町一四号北一番地

農事組合法人東神楽温室園芸組合

理事　河野　和浩

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当組合の臨時総会の議決は平成二十七年八月二十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年九月三日

北海道枝幸郡枝幸町音標四六二〇番地二

農事組合法人広田牧場

理事　広田　昇二

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＣＡＭＵＳＡとします。臨時総会の承認決議は平成二十七年八月十八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当農事組合法人の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年九月三日

山梨県北杜市白州町白須五四番地一

農事組合法人ＣＡＭＵＳＡ　ＭＡＲＫＥＴ

代表理事　山本　美仁